

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第三号申立

審判書

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区主教座聖堂

日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第三号申立

申立人	横浜教区	司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝
	大阪教区	大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸
	東京教区	司祭 イマニュエル 木下 量熙
代理人	横浜教区	司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝
被申立人	京都教区	司祭 ヨハネ 古賀 久幸
弁護人	京都教区	司祭 イザヤ 浦地 洪一

本件申立につき、以下の通り審判します。

主 文

- 1 本件申立を棄却します。
- 2 本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出したものについては、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費 9,131 円については、申立人の負担とします。

事実および理由

1 経緯

本件は 2008 年 7 月 11 日付で申立があり、同年 9 月 10 日付で補正された申立が提出され、本審判廷では申立書の記載事項に不備があるとして申立却下の決定を 9 月 24 日付で行いました。申立人らはこれに対して同年 10 月 6 日付で管区小審判廷に不服申立を行い、管区小審判廷では 2009 年 3 月 3 日付で、京都教区審判廷の行った申立却下の決定を取り消し、京都教区審判廷に差し戻すとの審判がなされました。本審判廷は、申立書の記載が不備であるとの昨年 9 月の判断に変わりありませんが、「差戻し」との判断を受けて本件の審理を行いました。

2 申立人の主張

1982 年から 1988 年まで複数の児童に対して性的虐待行為を行った原田文雄元牧師を相手取って、被害者の一人である A さんは 2001 年 6 月に損害賠償請求訴訟を起した。この裁判において被告は加害の事実が明白であったにもかかわらずそれを否定し、和解と償いを

拒んだ。被申立人は被告に同調して被害者である原告を誹謗中傷し、また、当時の京都教区常置委員の一人として被害者の訴えを聞かず、加害者の犯行事実の隠蔽に協力した。

これらは兄弟の交わりを著しく損なう行為であり、聖職按手の約束に反する行為である。よって、被申立人の終身停職を求める。

3 判断

① 元牧師がAさんらに対して性的虐待行為を繰り返したことが被申立人には明白であったとの主張について

a 元牧師が被害者家族に土下座して詫びたこと、また、元牧師による2通の謝罪の手紙の存在

これらの証拠が提出されているにもかかわらず、奈良地方裁判所は原告敗訴を申し渡しました。元牧師が複数の女性に性的虐待行為を行ったことは、京都教区の2005年9月から2007年11月までの調べによって明らかですが、2001年から2005年7月にかけての民事訴訟の経過の中で被告である元牧師は当該行為について一貫して否認しており、奈良地方裁判所もその時点で加害行為を認定していません。

b 当該損害賠償請求訴訟で奈良地方裁判所の調書、及び同裁判所に提出された諸文書、申立人証拠第2、4、7、9、11、12、13、14、19、22号

これらの文書が提出されているにもかかわらず、奈良地方裁判所は元牧師の加害行為を認定していません。

c 申立人証拠第18号、被申立人と申立人鎌田雄輝の面談録音

申立人は、当該録音の三箇所を指摘しています。第一の箇所では被申立人が「セクハラは無いとは言っていない」と言ったことについて申立人は、「被申立人がセクハラと言う言葉を使ったのは、単に言葉の誤用である」と当該証拠を説明する文書(以下、説明書という)に記載しています。また、申立人は説明書の中で、「小学生の子供に行なう強制わいせつ行為はセクハラとは言わず、わいせつ行為の程度に関わらず性的虐待と表現する。したがって、被申立人は子供に対するわいせつ行為があったことを明確に認識していた」と記載していますが、これらは被申立人が元牧師の行為を認識していたことを前提にして初めて成り立つ論理です。証明すべき事柄を前提にしていて、矛盾した論理と言わざるを得ません。

第二の箇所では、被申立人の「二十数年前の行為が自殺と因果関係があるのか」(弁護士に相談した)との発言が証拠箇所として指摘されています。しかしこの録音箇所のすぐ後に、申立人は被申立人に、被申立人が二十数年前の行為と言っていることの内容を確かめており、それに対して被申立人は、「当時元牧師はハグしたり、好きだといったことがあると言っていた」との趣旨の発言をしていて、過去の行為がわいせつ行為であったとは言っていません。

第三の箇所は、元牧師が被害者等に宛てて書いた謝罪手紙について被申立人の、「このことを黙っていたことについては腹が立った。和解したほうがよいのではないかと思った」との発言を証拠として挙げています。これによって被申立人が元牧師の加害の事実を知っていたと主張する思いは理解できないわけではありませんが、手紙が元牧師のわいせつ行為について謝罪したものであると自分が認識していたとは被申立人は

言っていません。

よって元牧師の加害の事実が被申立人に明白であったとの申立人の主張には根拠がありません。

② 被申立人が被害者である原告Aさんを誹謗中傷したとの主張について

a 申立人証拠第6号、奈良地方裁判所被告準備書面

申立人は、2ページの「想像で書いたか、捏造であるか、作者の意図はわからないが」という箇所が誹謗中傷の証拠に当たると、本件と同時進行した日本聖公会京都教区審判廷2008年第四号申立の審理(以下、第四号申立という)の中で示しましたが、この言葉自身が誹謗中傷に当たるとは本審判廷は判断しません。

b 申立人証拠第5号、大阪高等裁判所被控訴人準備書面

申立人は、(1)10ページの「これはむしろ控訴人の性的夢想(自慰行為が性癖となっている控訴人のあこがれの人である被控訴人の性行為を夢想していたもの)と考えると全てじつまが合うのである」という箇所がそれに当たると第四号申立の中で主張しますが、これに先立つ奈良地方裁判所での審理に医師の診断書は既に提出されており、医師の診断等の裏づけがないにも関わらず誹謗中傷したという主張は当たりません。

また、申立人は、(3)4ページの小川医師の「平尾医師の本件診断の不十分さ」という文書が引用されている箇所で、「平尾医師の診断の第2の問題は、控訴人の「妄想・虚言癖」を安易に否定したことである」という箇所が誹謗中傷に当たると第四号申立の中で主張しますが、この箇所は医師の文書の引用であり、第四号申立被申立人による誹謗中傷に当たるとする主張の根拠とはなりません。

よって、第四号申立被申立人が被害者である原告Aさんを誹謗中傷したとの主張には根拠がなく、当該民事訴訟の被告に同調した本件被申立人も同じくAさんを誹謗中傷したとの申立人の主張には根拠がありません。

③ 被申立人が加害者の犯行事実の隠蔽に協力したとの主張について

a 申立人証拠第15、16、17号

精神科医石神氏の言ったことを被申立人が当時の主教に違った形で報告したことはこれらから確かにですが、被申立人が隠蔽の意図を持っていたことの根拠は示されていません。

b 申立人証拠第8号、2007年11月23日付京都教区常置委員会特別報告

この中で、2001年4月17日の京都教区常置委員会の席上、元牧師が前回欠席した委員に経過説明をする中で「自分は被害者の服の中に手を入れ、更に性器に手を触れた」との表現があったとされていますが、被申立人証拠第1号、2008年11月24日付京都教区常置委員会特別報告においては、この発言について被申立人がこれを聞き、記憶しているとの記載がありません。

④ 被申立人の2001年当時の言動について

2001年4月にAさんや父親が教区主教に元牧師の件を訴え出た以降の被申立人の言動は、明らかに慎重さを欠き、被害者に事情を聞くなどの当然の手順も行われず、この結果、

被害者や本件申立人らに元牧師のわいせつ行為を意図的に隠蔽しようとしたと疑わせることになったと本審判廷は判断します。これについての反省の意味でも、被申立人を戒告の懲戒とすることが相当と考えられます。しかし、被申立人は 2005 年から 2006 年にかけて、転勤をすること、ウイリアムス神学館教授を辞任すること、教区常置委員にならないことの三点を、被害者と教区主教との間でなされた約束の通り実行し、また、2007 年から 2008 年にかけてはこれらのことの責任を取る意味でなされた教区主教の聖餐式執行自粛の勧告を受けて自粛し、再度の転勤もしています。

⑤ 時効について

本件において申立人は、元牧師を被告とする民事裁判の 2005 年 7 月 19 日付最高裁判所判決の日付を持って時効の起算日としていると思われますが、被申立人がこの日に至るまで被告の行為を隠蔽したとする具体的な言動について弁論においても証拠書類においても示されていません。よって本件に関し、懲戒に相当する事由があったとしても時効が成立していると本審判廷は判断します。

また、申立人は、申立人証拠第 4 号を本審判廷に提出して、A さんが父親と連名で 2001 年 4 月に当時の京都教区主教に元牧師の退職を求める文書を提出したことを理由に時効の停止を主張しますが、この文書が審判申立書であるとするのであれば、本件と同時進行した日本聖公会京都教区審判廷 2008 年第一号申立、並びに同第二号申立の被申立人と 2001 年に懲戒を求められた者とは同一であり、申立人らはなぜ新たに元牧師を被申立人とする申立を起こしたのか疑問です。なお、この文書は当時の教区主教に A さんと父親から悲痛な思いを持って手渡されたものですが、審判申立書とは言い難く、当時の主教も審判申立が成されたという認識がありませんでした。

⑥ 被害者家族の心情について

本件審理の中で、元牧師による性的虐待の被害者 A さんの父親が証人として、A さん自身の心情、また家族としての心情を縷々語ってくださいました。中でも、「被申立人と元牧師との間には裏の取引があったに違いない。被申立人は元牧師のために医師や弁護士に相談し、また自分たちを唯一分かってくれていた松本司祭と被申立人は口論し、同司祭が車から降りざるを得ないようにした。裁判の休憩時間に被申立人は自分に『次々と証拠書類出しますね』と言い、頭から押さえつけられているような気持ちであった。また、常置委員として被害者側から事情を聞くことも全くなかった。その後の人事異動については高地主教を恨んでいる」と語られたその心の痛みは、私たちの想像をはるかに超えたものです。

本審判廷は本件につき主文の通り棄却を申し渡しますが、本件被申立人は、A さん並びにその家族の心の痛みを真摯に受け留め、いやしのため祈り、誠実な対話を継続的に行うことを勧告します。

また A さんの父親は証言の中で、三浦恒久司祭のことにも言及されました。2005 年 8 月末に新聞記者からの取材を受けた際に、教区主教からの指示であったとは言え、三浦司祭は、「事実無根であり、判決には驚いている」とのコメントを出し、被害者側に大きな傷を

更に負わせてしまいました。このことについて被害者に誠実に謝罪することを三浦司祭に勧告します。

最後に 2008 年教区会特別報告から引用します。

被害者 A さんとその家族、関係者の受けた傷の深さを思うとき、あらためてその癒しと和解への努力を重ねていくことの重要性を感じる。

わたしたちは加害者である原田元牧師が犯した事実、それによって引き起こされてきた現実に誠実に向き合い、認識を深め、悔い改めから新しい出発をすることを願っている。そのことなくしては真の解決はないであろう。

また本文に詳しく述べたように、京都教区は重大な過ちを重ねてきた。その明確な認識と悔い改めがあつてはじめて、教区の将来の展望が開けるに違いない。

あらためて被害者 A さんの父親の記した言葉を心にとめたい。

「これらの主教や司祭達は、弱い一信者を悪魔から守る立場にありながら、

逆に、悪い司祭を守ろうとした。」

(2007.3.1 消印の書簡)

以上、引用

この報告の通り、京都教区は悔い改めから和解に至る道筋を謙虚に歩み続けるよう勧告します。

救主降生 2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステパノ高地 敬

審判員 司祭 バルトマク行浦(行徳)

審判員 マリア 吉田淳

審判員 フランシス 小林哲

審判員 サラ 大杉紀美子

原本と相違ないことを証明します。

2009 年 11 月 16 日

日本聖公会京都教区審判廷審判長

主教 ステパノ 高 地 敬